

表1 リテール決済の状況と法規制に関する国際比較

国名	決済方法		カード決済				信用販売	貸付
	電子マネー決済	銀行決済	クレジットカード		クレジットカード	第三者与信型販売信用取引	キャッシング/用途自由ローン	
	電子マネー	口座振込・振替	デビットカード	マネーリクア	割賦払い	リボ払い		
ドイツ	銀行決済とカード決済の利用状況	◎	○		△			
	名称・法的性質等	E-Geld: Geldkarte/ecカード NetzGeld	支払カード				金融割賦販売取引/結合契約	金銭消費貸借
	規整の根拠法(民事・行政)	民法675c条～676c条(決済サービス取引)				消費者消費貸借契約&決済サービス取引	民法491条～498条、同499条～504条(販売信用と消費者金融の包括規整) 消費者消費貸借契約: €200以上で3ヶ月以上の期間にわたる取引であって消費者との取引	
		銀行法 支払サービス監督法 *電子マネーは支払サービス監督法上の決済サービスの定義には含まれず、別枠で監督法を適用 *信用供与期間は12か月以内であって支払取引のための資金から貸出が実行されていないこと(同2条3項)				民法358条・359条 結合契約	銀行法 信用業務を行う事業者については信用制度法(KWG)による監督	
フランス	銀行決済とカード決済の利用状況	○	◎	○		△		
	名称・法的性質等	カルト・バンクゲル(CBカード)はキャッシュカードの機能もあり	支払カード(資金移動)/CBカード		与信カード/CBカード	紐付与信取引/複合契約	金銭消費貸借	
	規整の根拠法(民事・行政)	通貨金融法典(決済サービス取引) 通貨金融法典L.133-1条～L.133-28条、L.314-1条～L.314-16条(共通) 電子マネーのみ: L.133-1条～L.133-28条、L.315-1条～L.315-8条 マネーバックギャランティールール: L.133-22条				消費法典L.311-1条以下(販売信用と消費者金融の包括規整)€200～€75000の取引であって商行為ではない自然人との取引 *消費法典L.312-4条で引落しの猶予が40日を超えず利息も付かないカード取引を消費者信用から除外し、通貨金融法典で規制している。 *クレジットカード取引は紐付与信取引とはされず、売買契約と与信契約との牽連関係を含む同取引に関する規定(消費法典L.312-44条以下)は適用されない。		
日本	銀行決済とカード決済の利用状況	◎	△	◎	○	△		
	名称・法的性質等	IC型(交通系・流通系など)サーバ型	普通・当座預金口座	J-デビット 国際ブランド デビット	クレジット カード	包括信用購入あっせん /クレジットカード	個別信用購入あっせん ローン提携販売	金銭消費貸借
	規整の根拠法(民事・行政)	—	—	—	—	割賦販売法(抗弁の接続規定ほか) リボ払いについて1対多数でも抗弁の接続可	民法	
参考 USA	銀行決済とカード決済の利用状況	○	○	?	○	○		
	名称・法的性質等		資金移動		クレジットカードの法的性質は信用販売ではなく直接貸付		金銭消費貸借	
	規整の根拠法(民事・行政)	*銀行(ISS・ACQM)については銀行法(連邦・州)とドットフランク法(金融安定監督評議会)で規制 *消費者取引については消費者金融として法規整 州法(モデル法): 統一消費者信用法典(U3C) 連邦法: 消費者信用保護法(CCPA) *ドット・フランク法で消費者金融保護庁(CFPB)へ消費者向け金融商品・サービスの勧誘・提供に関連して重要なサービスを提供する者を広く規制対象として、監督権限について集中再編 *国際ブランドは競争法の適用対象(シャーマン法; 独禁法)						
備考	【連邦消費者信用保護法(Consumer Credit Protection Act: CCPA)の構成】 *第1編: 貸付真実法(⇒2009年改正Credit Card Accountability, Responsibility and Disclosure Act. 貸付真実法に基づく施行規則がRegulationZ)、第6編: 公正信用報告法、第7編: 信用機会均等法(ISSIにおける差別禁止)、第9編: 電子的資金移動法(デビットカード、資金移動を伴うPSPについて資金移動に関わる責任の分配等を規定、電子的資金移動法に基づく施行規則がRegulationE) *原因取引と決済取引の関係 RegulationZ226.13条: 加盟店との間でトラブルが解決しない場合には、ISSIに対して取消権を行使できる。 RegulationZ226.12(c)条: ①消費者信用取引がなされていること、クレジットカードにより商品・役務が購入されたこと、②原因債権において抗弁権が行使可能であること、③真摯な紛争解決の試みがなされていたこと、④取引額が50ドル以上であること、以上の要件を満たす場合には、抗弁の接続が可能であり、ISSIに対して支払拒絶ができる。							

\*経産省「クレジット産業における取引構造の変化及び国際化に係る実態調査報告書」(2016年)、USAについては、笠井修「アメリカ法におけるクレジットカード取引の法的構成」クレジット研究2014年第3号、前田真一郎「米国リテール金融の研究」(2014、日本評論社)、實輪靖博「最近のアメリカにおけるクレジットカード法の動向」クレジット研究2014年第3号など参照。ドイツ・フランスについては、現代消費者法36号の各予稿参照。